

# 広報 みつえ

Public Relations  
MITSUE

令和3年4月1日発行

2021

4

No.388

## CONTENTS

- |                       |                           |                     |
|-----------------------|---------------------------|---------------------|
| <b>P1</b> 卒業証書授与式     | <b>P7</b> 人事異動            | <b>P20~27</b> おしらせ  |
| <b>P2</b> 令和3年度村長施政方針 | <b>P8~9</b> 議会だより         | <b>P28</b> 図書館だより 他 |
| <b>P3~5</b> 令和3年度予算   | <b>P10~17</b> おしらせ        | <b>P29</b> 姫石の湯だより  |
| <b>P6</b> 村議会議員選挙     | <b>P18~19</b> 保健・福祉センター情報 | <b>P30</b> みつえニュース  |

# 令和3年度 村長施政方針 要約



この掲載は、原文を3分の1程度に要約したものです。文脈の雑然にはご理解をお願いいたします。

新年度の予算編成にあたり、所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご協力お願い申し上げます。

## 村政運営方針

昨年は、日常生活を一変させるような年となりましたが、本村では、第4次長期総合計画を策定し、10年間の再スタートを切りました。様々な施策を「杖」に、豊かな関係性の創造を「縁を結ぶ」に例え、様々な縁結びに取り組んでまいります。

## 本村の状況と編成方針

国勢調査の人口減少により交付税交付金が減額となる見込みです。本村は交付税に大きく依存しているため財源の確保が課題となります。歳出面では、引き続き地方創生事業を実施することに加え、現在進めている小中一貫統合校舎整備にも多くの経費が必要です。現在、ワクチン接種の準備を進めていますが、課題も多く、時間を要すると思われます。新生活様式や経済の回復に向けた取り組みも必要です。適時適切な対応と創意工夫による行財政運営を行います。

## 令和3年度における施策の展開

一般会計予算は、25億6,100万円、2年度当初予算に対して6%(1億4,400万円)の増額、特別会計を含めた予算総額は、35億6,926万3千円となり、7.1%(2億3,613万3千円)の増となりました。以下、長期総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

### 創造の杖(農業、林業、商工観光)

農地や山林には、産業価値のみならず、自然環境・水源涵養など多面的な役割もあり、保全や生産活動をどのように維持していくかが課題です。本村独自に、米農家への支援策や、農業生産活動に取り組む集落への支援を令和2年度より実施しています。新規就農者支援や地域おこし協力隊の募集による担い手対策、中核的農家に対する支援策も拡充します。

林業では、4名の協力隊員が、自伐型研修や森林組合にて活動しており、隊員の追加募集や後継者育成に取り組めます。森林環境譲与税を活用した施業放置林整備を行うとともに、間伐材等の地域内循環利用促進を進めます。

プレミアム商品券の発行による消費喚起策を引き続き行います。道の駅・温泉温浴施設が建設から15年が経ち、緊急度に応じた設備更新を行います。ドライブやツーリング車両の増加に対応し、来訪者にとって満足度の高い「村」を目指すため、施設整備に着手いたします。

### 育成の杖(子育て、教育、歴史文化、健康、福祉)

子育て支援は、医療費や保育料、給食費や予防接種助成に続き、低年齢児の保育料も無償化します。

世界でも活躍できる「御杖の子」を育てるため、小中学生の英会話塾運営を行っていますが、保育所の園児も対象にしたいと思えます。また、施設一体型の小中一貫校を運営するため統合校舎の整備を進めており、8月完成を目指しています。9年間の一貫した教育目標や連続したカリキュラムにより、教育効果が高まると期待するものです。

伊勢本街道について、国の史跡登録を目指して基礎調査を行い、街道整備に取り組めます。

新型コロナウイルスワクチン接種の準備を進めていますが、課題も多いことから、村民皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

介護保険サービスや予防サービス、地域の支え合い活動を推進します。介護保険の給付が増加する中、公平な負担のもと、良質な介護サービスが受けられるよう、健全かつ安定した事業運営を目指します。

### 環境の杖(生活基盤、生活安全、人権)

隣村との連絡道改良、舗装補修、法面对策及び橋梁の補修事業を進めます。

水道管更新工事については、令和3年度から菅野簡易水道の設計に着手します。また停電時の給水施設稼働対策として、土屋原浄水場における非常用電源の整備を行い、安定した水の供給に努めます。

安全かつスムーズな運行を目指し、ドクターヘリの離着陸場に利用している敷津「旧テニスコート」の舗装工事を行います。

あらゆる差別や暴力・虐待をなくすための啓発・教育を継続的に推進し、相談支援や養護体制の充実に努めます。

## 結びに

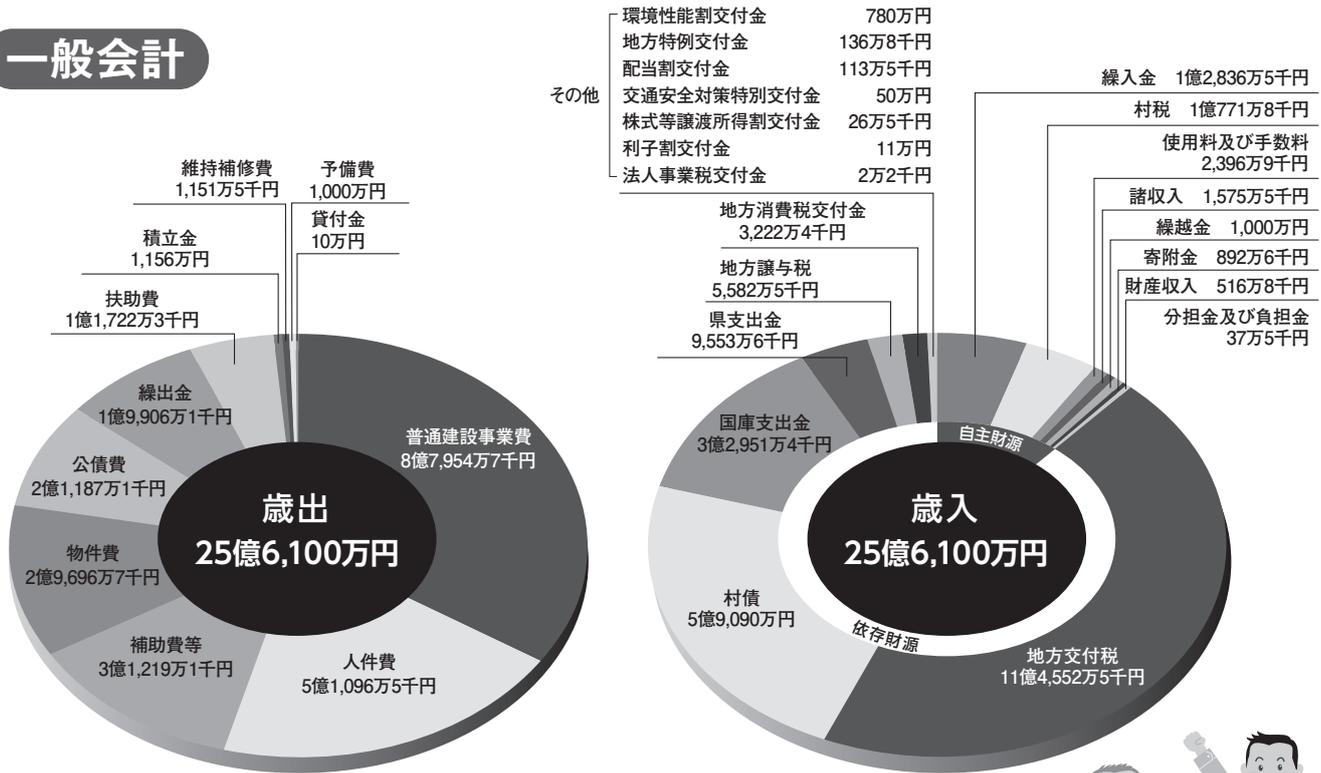
以上、令和3年度予算の骨格につきまして申し上げます。新型コロナへの対応等経験のない課題も山積しておりますが、村民の皆様が安全で安心して暮らせるむらづくりを進めてまいります。

# 令和3年度 一般会計予算

一般会計予算は25億6,100万円で、前年度当初予算に比べて1億4,400万円、6.0%の増額となっています。特別会計を合わせた村全体の予算総額は35億6,926万3千円となりました。

一般会計 **25億6,100万円** (対前年度比6.0%増)  
 特別会計…………… **10億826万3千円** (対前年度比10.1%増)  
 全会計 **35億6,926万3千円** (対前年度比7.1%増)

## 一般会計



一般会計 村民1人当たりの予算 **1,659,753円**  
 (令和3年3月1日現在人口 1,543人)



## 目的別から見たお金の使い方

※( )内は村民1人当りの金額。  
 (令和3年3月1日現在の総人口1,543人で算出)

<b>公債費</b> 村債やその利子の返還のために <b>2億1,187万1千円</b> (137,311円)	<b>民生費</b> 福祉・医療のために <b>4億3,311万1千円</b> (280,694円)	<b>総務費</b> 行政運営のために <b>4億1,316万2千円</b> (267,765円)	<b>農林水産業費</b> 農林業の振興のために <b>1億2,839万1千円</b> (83,208円)
<b>土木費</b> 道路や村営住宅のために <b>2億6,995万7千円</b> (174,955円)	<b>教育費</b> 学校や生涯学習のために <b>6億9,762万5千円</b> (452,122円)	<b>衛生費</b> ごみ処理や病気予防のために <b>1億3,530万円</b> (87,686円)	<b>消防費</b> 消防や防災対策のために <b>1億2,545万円</b> (81,302円)
<b>商工費</b> 商工業・観光振興のために <b>9,837万9千円</b> (63,758円)	<b>議会費</b> 議会運営のために <b>3,745万4千円</b> (24,273円)	<b>労働費</b> 雇用を促進するために <b>30万円</b> (194円)	<b>予備費</b> 緊急時に備えるために <b>1,000万円</b> (6,480円)

## 各会計別予算

(単位: 千円・%)

会計名		令和3年度	令和2年度	前年度比		
一般会計		2,561,000	2,417,000	144,000	6.0	
特別会計	簡易水道事業	129,205	132,553	△ 3,348	△ 2.5	
	国民健康保険	403,650	388,583	15,067	3.9	
	内訳	(事業勘定)	287,712	282,587	5,125	1.8
		(診療施設勘定)	115,938	105,996	9,942	9.4
	介護保険	435,529	357,459	78,070	21.8	
	後期高齢者医療	39,879	37,535	2,344	6.2	
	合計	3,569,263	3,333,130	236,133	7.1	

## 創造の杖(農業、林業、商工観光)ー地域資源を活かした産業の振興ー

(単位: 千円)

- **温泉ろ材交換・空調設備更新事業 26,121**  
交換時期が到来した温泉施設のろ材を交換するとともに、老朽化がみられる空調設備の更新を行います。
- **施業放置林整備事業 24,416**  
森林環境譲与税を財源とし、森林の保全や水源のかん養など、森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るため、施業放置林の間伐を行います。
- **中山間地域等直接支払交付金事業 13,470**  
農用地を維持・管理していくための協定(取り決め)を集落単位で締結し、それに従った農地保全等の取り組みに対して支援を行います。
- **農業経営基盤強化促進事業・新規就農者支援事業 11,907**  
農業者に対して、ビニールハウスの設置や農業用機械の購入等に対して支援を行うことで、基幹産業である農業の生産性を向上させるとともに、将来にわたって地域の農業を発展させる担い手の確保を目指します。
- **プレミアム商品券発行事業 8,494**  
地域経済の活性化対策として、村内の商店等で利用できるプレミアム商品券発行事業を行います。
- **温泉マイクロバス更新事業 7,869**  
耐用年数が経過し、老朽化が目立つようになってきたため、温泉送迎用マイクロバスの更新を行います。
- **美しい森林づくり基盤整備事業 7,322**  
森林の多面的機能の維持増進及び木材生産を目的として、特定間伐促進計画に基づき実施する間伐、作業道整備事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付します。
- **米の直接支払交付金事業 4,650**  
米の価格低迷に苦しむ農家への支援策として、既に廃止された国の制度に代わり、村単独で米の直接支払交付金事業を行います。
- **中山間集落支援交付金事業 4,074**  
特に共同作業(農地、農道、水路の維持管理等)に重点を置いた中山間地域等直接支払交付金制度に基づく活動を行う集落に対して支援を行います。
- **温泉薪ボイラー整備事業 3,958**  
本村の豊富な森林資源の活用のために、温泉施設に薪ボイラーを設置します。令和3年度は設計費用のみです。
- **桃俣観光案内所トイレ整備事業 3,413**  
観光客を迎える観光施設の一環として、誰もが使いやすく、きれいなトイレの整備を行います。

## 育成の杖(子育て、教育、歴史文化、健康、福祉)ー地域ぐるみの学び・育ちの推進ー

(単位: 千円)

- **統合学校施設整備事業 491,700**  
小中一貫教育を行うため、中学校校舎を改修して、令和3年2学期からの開校を目指して統合校舎を整備します。
- **統合学校施設備品購入・校内LAN配線整備等事業 72,437**  
統合学校施設で使用する机・棚等の家具及び複合機等の事務機器の購入、パソコン・サーバーなどの情報機器の更新、学校内のLAN配線の整備などを行います。
- **伊勢本街道整備事業 7,830**  
伊勢本街道について、文化財として国や県の補助金を受けて整備を行い、史跡登録ができるよう整備を進めます。

## ●新型コロナウイルスワクチン接種事業 6,809

新型コロナウイルス感染症による重症化を防ぐことを目的として、村民のみなさんの新型コロナウイルスワクチン接種を進めています。

## ●予防接種事業 5,912

感染症の発生及びまん延を予防するため、インフルエンザ等の予防接種を行います。

## ●菅野体育館耐震補強 5,640

御杖村耐震改修促進計画に基づき、地震による倒壊等を未然に防止し、村民の安全を確保することを目的として、菅野体育館の耐震補強を行います。

## ●福祉医療費扶助費 4,453

中学3年生までの子ども、ひとり親家庭の保護者とその子ども、(重度)心身障害者へ医療費の一部を助成し、病気の早期発見、治療を行い福祉の増進を図ります。また中学3年生までの子どもの医療費について、自己負担金の無料化を行います。

## ●解析付心電計更新事業 4,445

御杖村国民健康保険診療所で心電図検査に使用する解析付心電計を更新します。

## ●人材育成塾運営事業 3,371

国際社会に対応した外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ること並びに子どもたちの限らない可能性を広げていくため人材育成塾を運営します。

## ●がん検診事業 3,362

がんを早期発見し、適切な治療につなげることで、がんによる死亡を減らします。

## ●安否確認型緊急通報システム事業 858

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、緊急通報システム機器を貸与し、急病等緊急時の通報受信を行うとともに、安否確認及び各種相談を行い、福祉の増進を図ります。

## 環境の杖(生活基盤、生活安全、人権) —安全で快適な暮らしの保障—

### ●橋梁定期点検・長寿命化補修事業 83,000

(単位: 千円)

安全、安心な道路構造物の保全を図るため、法令に基づく橋梁の定期点検(5年に1回)を実施するとともに、計画的に傷んだ橋梁を補修し、長寿命化を図ります。

### ●簡易水道配水管更新事業 47,884

安全で安定的な給水を行うため、老朽化した簡易水道配水管の更新工事を順次行います。

### ●村道災害防除(法面对策)事業 46,000

安全で安心に走行できる快適な道路空間確保のため、道路法面の落石対策等を行います。

### ●村道維持・舗装補修事業 32,025

道路の安心・快適な通行確保を目的に、通常の維持補修を行うとともに、路面性状調査に基づき、必要な舗装補修を実施します。

### ●村道改良事業 31,300

生活道路や通勤道路としての安全性を高めることはもとより、災害発生時においては、国道369号線からの輸送ルート及び緊急車両の円滑な進入の確保を目的として、村道の拡幅・改良を行います。

### ●ドクターヘリ場外離着陸場整備事業 8,881

村民の安全安心な暮らしの確保を目的として、ドクターヘリの安全かつスムーズな運航を可能とするため、神末敷津にある「旧テニスコート」をドクターヘリ場外離着陸場として変更、整備します。

### ●河川維持事業 8,730

河川の持つ機能の維持と流下能力・治水・利水の機能回復を目的として、堤防、護岸、工作物等の修繕及び土砂堆積撤去等を行います。

### ●統合校舎敷地内防火水槽設置事業 8,000

統合校舎の整備に合わせて、消防水利の役割を兼ねていたプールがなくなるため、敷地内に埋設型の防火水槽を再設置します。

### ●土屋原浄水場非常用電源整備事業 6,050

災害時にライフラインである水の確保を行うため、土屋原浄水場において非常用電源設備を設置します。

### ●防災情報提供システム放送設備管理サーバー更新事業 3,630

防災等の行政情報をお知らせする有線放送のシステム管理サーバーの更新を行います。

### ●空家除却費補助金事業 3,000

老朽化の進む空家について、除却工事に要する費用を支援することで、居住環境の向上を図ります。

# 御杖村議会議員選挙

任期満了による御杖村議会議員選挙が4月13日に告示され、4月18日に投票が行われます。私たち村民の意見を村政に反映させる大切な選挙です。ぜひ貴重な一票を投じてください。

**投票日時 4月18日(日) 7:00~18:00**



## 御杖村 村内各投票所

- ① 第1投票所(菅野) 御杖村保健センター
- ② 第2投票所(神末) 神末中央集落センター(別館)  
※旧神末保育所
- ③ 第3投票所(神末) 神末敷津産地化センター
- ④ 第4投票所(土屋原) 土屋原公民館
- ⑤ 第5投票所(桃俣) 桃俣多目的研修センター

## 不在者投票

不在者投票指定施設として指定された病院や老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができますので、施設の管理者に申し出て下さい。また、出張等で村外に滞在すると見込まれる方は、村選挙管理委員会です不在者投票証明書の交付を受け、出張先などの市町村の選挙管理委員会です不在者投票ができます。いずれの方法も手続に時間を要しますので、お早めに申出をお願いします。

## 期日前投票について

投票日に仕事、お出掛け、冠婚葬祭などの理由で投票所へ行くことができない方は期日前投票ができます。

**期間** 4月14日(水)~4月17日(土)

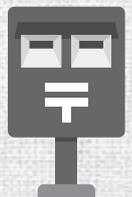
**時間** 8:30~20:00

**場所** 御杖村役場 3階 会議室

※入場券裏面の宣誓書をご記入の上、ご持参ください。

## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方又は介護保険の被保険者証に要介護5と記載のある方で、郵便による不在者投票を認められた方(あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けた方)は、郵便により不在者投票ができます。この場合には選挙期日の4日前(4月14日)が投票用紙等の請求締切日となっていますので、手続はお早めをお願いします。



**問** 総務課(選挙管理委員会事務局) ☎0745-95-2001(内線213)



# 人事異動

村では、新年度に向けて職員の仕事異動を4月1日付で発令しました。  
 ※青色は異動職員、赤色は新規採用職員、緑色は再任用職員、  
 ( )は会計年度任用職員

所属課

課長

課長補佐

課員

議会事務局	局長 森本 成則							
総務課	課長 中嶋 英樹	松本 慶一	川上 暢子 小田 勝稔	鈴木 健司 徳田 光昭	箸中 駿 阪口 浩信	森田ななみ 鈴木 徳宏	西田 椋	
出納室	会計管理者 今井 智		大平 拓磨	西達 祐平				
産業建設課	課長 古谷 匡敏	菊山 大介 中島 和範	小森 裕介	盛岡 奏太	河端 作弥	横山 友希		
むらづくり 振興課	課長 仲子 雄史	登 隆太郎 菊山ケイ子	古谷 智士	平田 瑞樹	佐藤 誠祐			
住民生活課	課長 片岡 保昌	古谷 依子	青海 昌睦	峯 直美	田中 敬子	小西 奈己	大西 聡史	
保健福祉課	課長 廣尾真貴子 <small>(診療所事務長兼務)</small>	川上 隆二 森田多美子 <small>(保育所)</small>	長山 理佳 坂井由香理	古谷 嘉章 葛本 有利	古谷 静香 敷内 尚子	福岡 裕起 今西 嘉博	出上 大貴	北村明日未 <small>(令和2年9月採用)</small>
国保診療所	所長 合田 貴世		平田 美緒	竹之内麻記 <small>(嶋 麻佑)</small>				
教育委員会	次長 中村 康幸	平田 悦久	竹村 信樹	掛川はる菜				

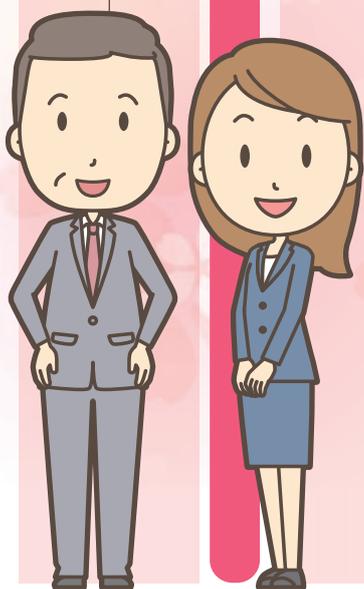
## 出向及び退職等

東宇陀環境衛生組合

寺本 貴輝

退職(令和3年3月31日付)

森 千紗



## 松原副村長 退任のご挨拶

この度、令和3年3月31日をもって副村長を退任いたしました。

平成30年4月に就任してから3年間、途中、体調を崩した時期もありましたが、皆さまのご理解、ご協力をいただきながら、御杖村の振興発展のため、精一杯努めさせていただきました。

村では、昨年「第4次御杖村村長期総合計画」を策定し、これまでの取り組みを継承しつつ新たな展開を図っていくため、「みつつの杖で創る縁結びのふるさと」を村の将来像とし、10年間の再スタートを切りました。

このような大切な時期に、副村長という立場でむらづくりに携わることができましたことは、私にとって2度得ることのできない大変貴重な経験となりました。今後は奈良県職員としての立場で、引き続き御杖村政の発展や地方自治の更なる推進のために尽力してまいります。

結びに、御杖村の益々の発展と、村民の皆さまのご多幸・ご健勝をお祈り申し上げます。退任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

松原 永治

# 議会だより

第128号



## 3月定例会

3月議会定例会は、3月9日に召集され、会期を3月18日までの10日間とし、3月18日に続会議を行い閉会しました。この会期中には、むらづくり委員会や予算決算委員会、全員協議会も開催され、議会からの発議案件1件と村長より提出された令和3年度当初予算を含む27件について、慎重に審議を行い、すべての案件について原案どおり可決・承認されました。なお一般質問については、新年度予算や条例改正等多くの議案となることから、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、会議時間を短縮するため、一般質問は行わない旨の申し合わせをいたしました。

### 議員提案

#### ◆議会規則

◎御杖村議会会議規則の一部を改正する議会規則の制定について

【改正内容】議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護などの議員として

活動するに当たっての諸事情に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

### 村長提案

#### ◆承認(補正予算)

◎専決処分の承認を求めることについて(令和2年度一般会計補正予算(第9号))

【内容】新型コロナウイルスワクチン接種準備の経費として増額計上するものです。

○補正額…191万3千円の増額

○補正後…29億2,142万3千円

▼専決日…令和3年2月8日

◎専決処分の承認を求めることについて(令和2年度介護保険特別会計補正予算(第4号))

【内容】歳入歳出予算区分の款及び項を超えての増減をしたものです。なお、合計額の増減はありません。

▼専決日…令和3年1月20日

#### ◆可決(条例)

◎御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

【内容】地方税法施行令の改正及び県統一化による減免基準の標準化に伴い、条例の改正を行うものです。

◎御杖村ドクターヘリ場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定

【内容】ドクターヘリの離着陸場として活用している敷津地内の施設について、適切な施設の維持及び管理を行うため、設置条例を制定するものです。

◎御杖村における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことを目指す条例の全部を改正する条例の制定

【内容】平成28年に差別を解消するため3つの法律が施行されたことを受け、本村においても人権尊重のむらづくりをさらに進めるため、改正を行うものです。

◎御杖村介護保険条例の一部を改正する条例の制定

【内容】令和3年度からの第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改正するものです。

◎御杖村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

【内容】事業の運営基準等を定めている省令の改正に伴い、条例を改正するものです。

◎御杖村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ

スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

【内容】事業の運営基準等を定めている省令の改正に伴い、条例を改正するものです。

◎御杖保育所設置等条例の一部を改正する条例の制定

【内容】御杖保育所における3歳未満の保育料の見直しを行うため、改正するものです。

◎みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定

【内容】みつえ青少年旅行村における利用料金を改正するものです。

◎御杖村の公の施設の指定管理者の指定

【内容】指定管理を行っている施設(みつえ青少年旅行村・三季館みつえ温泉「姫石の湯」道の駅伊勢本街道御杖)について、指定管理者の指定を行うものです。

○指定管理者…株式会社みつえ

○指定期間…令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

◎奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更

【内容】市町村職員の退職手当支給事業等を運営する総合事務組合において、組合を構成する団体が減少することにより変更を行うものです。

#### ◆可決(補正予算)

◎令和2年度一般会計補正予算(第10号)

【内容】地方交付税保留分及び新型コロナウイルスの接種体制確保事業の増

額と事業等の請負差金や実績減少による減額を計上するものです。

○補正額：7,406万3千円の増額

○補正後：29億9,548万6千円

◎令和2年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

【内容】 県域水道一体化に向けた資産台帳整備事業負担金の減額を行うものです。

○補正額：95万9千円の減額

○補正後：1億3,227万円

◎令和2年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

【事業勘定】

【内容】 低所得者の保険税軽減相当額を財政支援する基盤安定交付金に対する納付金や情報集約システムの改修費負担金の増額と診療所運営費補助金確定による減額を計上するものです。

○補正額：19万6千円の減額

○補正後：2億8,495万5千円

【診療施設勘定】

【内容】 新たな補助金が措置されることにより、繰入金との調整を行うものです。なお、予算額の変更はありません。

◎令和2年度介護保険特別会計補正予算(第5号)

【内容】 システム改修費を減額し保険給付費の増額を行うものです。

○補正額：252万5千円の減額

○補正後：4億2,351万2千円

◎令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

【内容】 保険料収入が増加したことに

より増額を行うものです。

○補正額：150万円の増額

○補正後：4,000万5千円

◆可決(当初予算)

◎一般会計及び特別会計

令和3年度の予算総額は、一般会計25億6,100万円・特別4会計10億826万3千円、総計35億6,926万3千円となり、前年度より2億3,613万3千円の増額となっています。(予算概要については、本広報に掲載されていますのでご覧ください。)

◆諮問(人事)

◎人権擁護委員候補者の推薦

◇任期満了に伴い再推薦するため、意見を付して答申を行うものです。

○岡田法顯氏(大字桃俣)

◆同意(人事)

◎御杖村公平委員会の委員選任

◇任期満了に伴い新たに次の方々を任命するため、議会の同意を行うものです。

○峯 文男氏(大字神末)

○徳田福男氏(大字菅野)

○上垣善希氏(大字土屋原)

◎御杖村監査委員の選任

◇任期満了に伴い新たに任命するため、議会の同意を行うものです。

○片桐章行氏(大字土屋原)

### 議会運営委員会

〈2月22日〉

議会運営委員会を木村委員長長の招集により2月22日に開催しました。3月定

例会を控えていることから、定例会の会期や会期中の関連会議の開催日を決定しました。また、提出予定の各議案の概要説明を受けた後、会期中における審議の取扱いについて協議を行い決定しました。

### 全員協議会

〈2月22日〉

全員協議会を山岡議長長の招集により2月22日に開催しました。総務課より1月29日に大字神末で発生した家屋火災の経過報告や村の施策を紹介したテレビ番組放送についての説明と、保健福祉課より新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に対する村の対応についての説明がありました。

〈3月10日〉

3月定例会の会期中における全員協議会を山岡議長長の招集により3月10日に開催しました。開会日に委員会付託と決定された条例5件、指定管理1件、専決を含む補正予算7件、令和3年度当初予算についての詳細な説明が村から行われました。

### むらづくり委員会

〈3月12日〉

むらづくり委員会を山崎委員長長の招集により3月12日に開催しました。3月9日の本会議(開会日)において付託された条例5件、指定管理1件について審査を行い、原案どおり可決すべきものと決定し18日の本会議(続会日)において報告することとなりました。

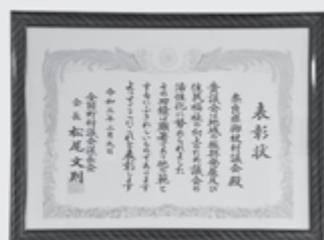
### 予算決算委員会

〈3月15日〉

予算決算委員会を松岡委員長長の招集により3月15日に開催しました。3月9日の本会議(開会日)において付託された専決を含む補正予算7件と令和3年度当初予算5件について審査を行い、原案どおり可決すべきものと決定し18日の本会議(続会日)において報告することとなりました。

### 全国町村議会議長会表彰を受賞

この度、御杖村議会が、こども議会や議会だよりの発行及び議事録のホームページでの公開など住民に開かれた議会として評価され、全国町村議会議長会会長表彰をいただきました。



### 活動報告

- 2月25日 介護保険運営協議会(木村)
- 3月 1日 正副議長打合せ(山岡・吉田)
- 3月 8日 正副議長打合せ(山岡・吉田)
- 3月11日 奈良県町村議会議長会定期総会(山岡)
- 3月15日 広報委員会(盛岡・葛城)

# 補助制度のご案内

## 産業建設課

### 有害鳥獣防除施設設置事業補助金

鹿、猪、サルなどによる被害を防除する目的で、農地に設置する金網柵等に要する経費の一部を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がなく、農作物を作られている方

対象施設／(1)鹿、猪対策：1施設300㎡以上の村内農地 (2)サル対策：1施設50㎡以上の村内農地

※過去に他の補助制度を活用し金網を設置した農地は除く

対象経費／対象施設(農地)を囲むために新設する金網柵の資材購入費用

補助金額／対象経費の2分の1を補助 (1)鹿、猪対策：1,500円/1mで総額20万円まで (2)サル対策：5万円/1施設

### アライグマ捕獲器(檻)の貸出し

農作物を食い荒らすアライグマを捕獲し、被害の軽減を図りたい方のために、下記の貸出条件をご了承いただいたうえで捕獲器(檻)の貸出しを行います。

貸出条件／捕獲されたアライグマの引取りは平日のみとなります。

- ・アライグマ以外の野生動物等(タヌキ、イタチ、猫等)を捕獲された場合は、借用者自身で対応してください。
- ・捕獲器(檻)は借用者自身の責任で設置し、事故のないように保管・管理を行ってください。



### サルの追払い用花火支給等

集落単位(常会等)でサルの追払いに取組んでいただく場合、追払い用のロケット花火とその効果の向上を図るため、追払い装備品として帽子・ビブスを支給します。

申込単位／集落単位(常会等) 申込期間／令和3年4月1日～令和3年11月30日

支給数量／(1)花火：1回の申請につき20本単位で支給し、上限本数は年間100本まで (2)装備品：活動者数を支給(1回限り)

※花火を安全に使用していただくための講習会を集落単位で受講していただくことが支給の条件となりますので、事前にご相談ください。

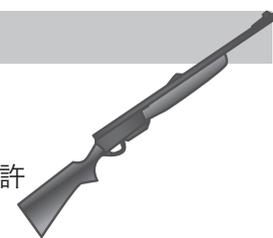
### 銃免許(第一種銃猟)取得等補助金

第一種銃猟(散弾銃等)免許及び鉄砲の所持許可を新規に取得し、有害鳥獣の駆除にご協力いただける方に対して、免許取得等に要した経費を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がない方で、令和4年3月末までに第一種銃猟免許及び鉄砲所持許可を取得し、その後の有害鳥獣駆除にご協力いただける方

申込期限／令和3年7月30日まで(申込状況により延長あり) 補助金額／対象経費の実費総額を補助(上限：10万円)

対象経費／(1)第一種銃猟免許経費(講習受講料・受験手数料) (3)鉄砲所持経費(講習会手数料・資格認定手数料・火薬類(2)猟銃等購入経費(猟銃購入代・保管庫購入代) 譲受許可手数料・教習射撃受講料・所持許可手数料等)



### 暗渠排水設置事業補助金

農作業の環境を改善し農業機械での作業性の向上を図るために設置する暗渠排水施設を対象として、その経費の一部を補助します。

対象者／村内で農業を営み、かつ申請時において村税等の滞納がない方

対象施設／現況が田及び畑である村内農地(ただし、過去に補助事業により暗渠排水施設を整備した農地は除く)

対象経費／暗渠排水の設置に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／対象経費の実費総額を補助(上限：1,500円/暗渠排水施設1m、総額20万円以内)

### 米の直接支払交付金

過疎化・高齢化により離農する農家が増加することで、遊休農地が年々増加している状況において、水田は食料の安定供給、地域社会の活力の維持、自然環境の保全等の公益的な機能を有することから、水稻生産農業者に交付金を交付します。

対象者／自ら水稻を栽培する農業者(法人等含む)で、水稻共済細目書に記載されている経営状況面積が10a以上の方  
交付単価／7,500円/10a

対象面積／水稻共済細目書に記載されている面積の主食用米作付面積から、自家消費等分として10aを控除した面積

## 担い手加算交付金

担い手農業者(認定農業者)の生産意欲向上と、経営農地の大規模化推進による耕作放棄地の発生防止を目的に、振興作物の生産・販売に対して交付金を交付します。

対象者/自ら栽培する認定農業者(法人等含む)で、水稻共済細目書に振興作物(ほうれん草・小松菜・水菜・レタス・白菜・春菊・大根・トマト・大和マナ・南京・アスパラ・ヒノ菜)が記載されている方  
交付単価/2万円/10a 対象面積/水稻共済細目書に対象作物が記載されている作付面積



## 農業経営基盤の強化促進事業補助金 **拡充**

基幹産業である農業の生産性を向上させるとともに、将来にわたり地域の農業を発展させる担い手の確保を目指すため、農業者が強い経営基盤づくりに向けて取り組む農業用設備・機械器具等の導入又は更新に対し、経費の一部を補助します。

対象者/認定農業者もしくは認定農業者に準ずる者 ※認定農業者に準ずる者とは、  
・過去に認定農業者で現在も農業経営を行っている者  
・1年以内に認定農業者となることが確実と認められる者 など



補助金額/(1)認定農業者が農業経営改善計画に基づき、経営基盤を整備する場合は対象経費の3分の2  
(2)認定農業者に準ずる者が経営基盤を整備する場合は2分の1 など

### ① 農業用ビニールハウス設置補強補助

対象経費/(1)設置:パイプ径31.8mm以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置した農業用ビニールハウスに要する資材費(総額50万円以上) ※労務費は対象外

(2)補強:共済加入する既存農業用ビニールハウスのアーチパイプ補強に要する資材費 ※労務費は対象外

補助上限額/設置3,000円/㎡、補強300円/㎡

### ② 農業用機械導入更新補助

対象経費/農業用機械の取得・購入価格(下取り価格を除く) ※中古機械等の場合は事前に要相談

補助上限額/100万円(但し、1農業者あたり1回限り)

## 新規就農者支援補助金

基幹産業である農業の後継者育成と継続的な発展を目指すため、経営基盤や資金に乏しい新規就農者に対し、農業用設備・機械器具等の導入経費の一部を補助します。

対象者/青年等就農計画認定日から3年以内の認定新規就農者で、農業次世代人材投資事業経営開始型資金を受給している者(認定見込み者を含む)

### ① 農業用ビニールハウス設置補助

対象経費/パイプ径31.8mm以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置した農業用ビニールハウスに要する資材費(総額50万円以上)及び暖房設備や灌水資材等の付帯設備 ※労務費は対象外

補助金額/3,000円/㎡を上限に、対象経費の全額を補助(最大:300万円)

### ② 農業用機械購入補助

対象経費/農業用機械の取得・購入価格(下取り価格を除く) ※中古機械等の場合は事前に要相談

補助金額/対象経費の全額を補助(最大:150万円)

### ③ 農地賃借料補助

対象経費/農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を締結した農地の賃借料

補助金額/賃借料の全額を補助(上限:1万円/10a) ※助成期間は最大3年間



## 中山間集落支援交付金

農地生産活動の継続に向けた前向きな取り組みへの支援の一環として、遊休農地や耕作放棄地の抑制と農地の集約化・集積化による新規耕作者の参入しやすい環境づくりのための共同活動経費に対して交付金を交付します。

対象者/第5期対策期間中に中山間地域等直接支払交付金の活動を実施する集落

交付単価/3,000円/10a

交付要件/右記の要件を全て満たすこと (1)年1回以上、担当部署と意見交換会を開催すること

(2)共同作業(農地・農道・水路の維持管理等)に重点を置き、集落活動をすること

※各種事業の詳細については、産業建設課へお問い合わせください。

**問** 産業建設課 ☎0745-95-2001

## 空き家等除却費用補助金

村内で老朽化の進む空き家等を除却する方に対し、その費用の一部を補助します。

補助対象となる方／村内に存する空き家等の所有者又は管理者

補助対象経費／対象物件を除却する工事に要した経費

補助金額／延床面積が75㎡未満の場合、補助金上限額は25万円

延床面積が75㎡～150㎡の場合、補助金上限額は50万円

延床面積が150㎡以上の場合、補助金上限額は100万円



## 御杖村地域活性化創業支援事業費補助金

村内で創業を目指す方に対し、その経費の一部を補助します。

補助対象となる方／村内において新たな事業を開始し、5年以上継続してその事業を展開する見込みのある創業者

補助対象経費／事業所新築・改築・増設費、報償費、旅費、需用費(ただし、食料費は除く。)、通信運搬費など

補助金額／補助対象経費の3分の2(上限100万円) 募集期間／令和3年6月30日(水)まで

## 多世代による同居・近居推進事業補助金

村内における多世代同居等を推進し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進するとともに、定住人口の増加と活性化を図るため、村内で新たに2世代・3世代で同居や近居を始める方に、住宅の新築・増改築、改修に係る費用の一部を補助します。

補助対象となる方(次の全てを満たす方)／

- ・新たに三世代又は二世代で同居もしくは近居を始めるために、住宅を新築、増改築、改修(以下、新築等)を行った方
- ・子世帯・親世帯の全員が村税等を滞納していないこと
- ・対象の住宅に引き続き10年以上生活の本拠として居住する意思がある方

補助対象となる工事(次の全てを満たす工事)／

- ・村内施工業者が行う住宅新築、増改築または改修工事
- ・工事費30万円以上のもの
- ・申請年度内に工事が完了すること
- ・建築基準法に違反しない工事

補助金額／補助対象工事費の2分の1(上限額50万円)

※本人及び配偶者が45歳未満である場合もしくは義務教育終了前の者を有する場合は上限額100万円



## 資格取得で就業、スキルアップを目指す皆様へ

若者の就業機会拡大を図るため、就業する上で有利となる資格を取得した方、就労し能力向上のためスキルアップを目的とし資格取得した方に対し資格取得に要した登録料や研修費用のうち一部を助成します。



助成金

10万円を上限とし、対象費用の2分の1以内の額

助成対象の要件

- 御杖村に住民登録のある満15歳以上45歳未満の方(学生を除きます)
- 資格の取得に要した費用などの支払を行った方
- 助成金の交付決定の日から2年を超える期間、御杖村に住所を有する方
- 御杖村に納付すべき村税などの滞納がない方

※詳しい内容については、むらづくり振興課までお問い合わせください。☎むらづくり振興課 ☎0745-95-2001

## スズメバチ駆除費用の補助制度について



**対象者**／御杖村内においてスズメバチが営巣している建物、土地の所有者・使用者又は管理者で、駆除業者に委託してスズメバチの巣を駆除された方。

**補助金額**／駆除経費の2分の1(100円未満切り捨て)で、その額が15,000円を超えるときは、15,000円を限度とします。

## 合併処理浄化槽の設置整備補助制度について

**内容**／①くみ取り式トイレから水洗トイレ(合併処理浄化槽で汚水処理するもの)への転換  
②し尿のみを処理する旧式の浄化槽から、生活排水も処理できる合併処理浄化槽への転換

**補助金額**／浄化槽の規模に応じ、33万2,000円・41万4,000円となります。

※詳しくは、住民生活課までお問い合わせください。

**問 住民生活課 ☎0745-95-2001**

## 転出・転入などの住民登録の届出はお済みですか？

春は、就職や転勤、入学など、一年のうちでもっとも引越しの多い時期です。

住民登録は、住んでいるところの証明や各種行政サービスの基礎となつていきますので、住所等の異動があったときは、忘れず届出をしてください。

また、現住所で住民登録をしていない方は、正しい住民登録をしましょう。



こんなとき	届出の期間	届出に必要なもの	届出する人
<b>転入届</b> 他の市町村から御杖村に住所を移す場合	転入日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●前住所地の市町村から交付された転出証明書(マイナンバーカード・住基カードを利用した転出の場合は不要)</li> <li>●本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)</li> <li>●届出人の印鑑 ●マイナンバーカード(所持者のみ)</li> <li>●国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>●住民基本台帳カード(所持者のみ)</li> </ul>	※やむを得ない場合は、代理人に委任することもできます。(委任状が必要) 原則として、本人または世帯主
<b>転出届</b> 御杖村から他の市町村へ住所を移す場合	転出予定日の14日前から当日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)</li> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●マイナンバーカード(所持者のみ)</li> </ul>	
<b>その他の届出</b> 転居・世帯主変更・世帯分離・世帯合併など	御杖村内で住所を移した場合や家族構成が変わった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護被保険者証など(対象者のみ)</li> <li>●印鑑登録証(登録者のみ)</li> <li>●住民基本台帳カード(所持者のみ)</li> </ul>	



※ここに書かれているもの以外に書類等が必要な場合があります。

## 国民健康保険や国民年金の手続きは、就職・退職の際も届出をお忘れなく！

国民健康保険や国民年金の届出は、引越しの際だけでなく、就職や退職をしたときも必要ですので忘れずをお願いします。

**問 住民生活課 ☎0745-95-2001**

令和3年度

# 村税についてのお知らせ

皆さんに納めていただく村税は、福祉・教育などの各種行政サービスはもちろん、村民の皆さんがいきいきと安心して住み続けることのできる環境を整備するための貴重な財源となります。

御杖村では毎年、4月に軽自動車税(種別割)、5月に固定資産税、6月に村県民税(個人住民税)そして7月には国民健康保険税が課税されます。

各税の納期は次の通りです。

	賦課期日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税 (種別割)	4月1日	1期											
固定資産税	1月1日		1期		2期					3期		4期	
村県民税 (個人住民税)	1月1日			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	4月1日				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は、各納期月の月末。ただし12月は25日が納期限です。

月末が日曜、祝祭日等にあたるときは、その翌日(土曜日にあたるときは翌々日)が納期限となります。

※賦課期日とは、その年度分の納税義務を確定する基準日のことです。

また、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が加算される場合がありますので、納期内納付をお願いします。

## 固定資産税

御杖村内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有されている次の方に課税されます。

【土地・家屋】：土地・家屋登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方または法人

【償却資産】：償却資産課税台帳に所有者として登録されている方または法人

### 税額

税額は資産の価格を基に算定した課税標準額に税率14%を乗じて得た額(百円未満切捨て)となります。

### 課税されない場合

●次に該当する場合、固定資産税が減免されます。(申請が必要です。)

・貧困により生活のため公私の扶助を受けている方の所有する固定資産  
・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものは除く。)

・村の全部または部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

●その年の固定資産の課税標準額が次の金額未満のものについては、固定資産税は課税されません。

- ・土地：30万円
- ・家屋：20万円
- ・償却資産：150万円



## 村県民税(個人住民税)

御杖村に住民登録のある方で、前年中に一定の給与、営業、農業、不動産、譲渡、配当や年金等の所得のあった方に課税されます。

また、御杖村に住民登録がない方で、村内に家屋や事務所、事業所を所有しておられる方は「均等割」が課税されます。

### 税額

村県民税(個人住民税)には、「均等割」と「所得割」があります。

【均等割】：村民税3千5百円+県民税2千円(森林環境税含む)  
【所得割】：課税所得金額×(村民税6%+県民税4%)

### 課税されない場合

●次に該当する場合、村県民税(個人住民税)が減免されます。(申請が必要です。)

・貧困により生活のため公私の扶助を受ける方  
・災害等により個人の所有する資産に損失を受けた方

【均等割】・【所得割】のどちらも課税されない方

・生活保護を受けている方  
・障害者・未成年者・寡婦(夫で前年中の合計所得金額が135万円以下)給与収入で20万4千円未満の方  
・扶養親族のいない方で合計所得金額が38万円以下の方

・扶養親族のいる方で合計所得金額が28万円×(控除対象配偶者+扶養

親族数十本人) + 26万8千円以下の方

●「所得割」が課税されない方

・扶養親族のいない方で合計所得金額が45万円以下の方

・扶養親族のいる方で合計所得金額が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数十本人) + 42万円以下の方

## 国民健康保険税

国民健康保険の被保険者を有する世帯主(世帯主が被保険者でない場合も含む)に課税されます。

令和3年度は、税率・税額改定、課税限度額の引き上げが行われません。

## 税額

世帯内の被保険者ごとに算定した所得割額、均等割額及び平等割額の合計金額で課税されます。

## 軽減

世帯主(世帯主が被保険者でない場合も含む)及びその世帯の国民健康被保険者の合計総所得金額が下表の軽減判定基準以下の世帯については、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減されます。

地方税法の改正による、個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等)に伴い、国民健康保険も同水準とするため、判定基準を一部変更します。

## 課税されない場合

●次に該当する場合、国民健康保険税が減免されます。(申請が必要です)。  
・貧困により生活のため公私の扶助を

受けている方

・災害等により生活が著しく困難となった方  
...など

- ※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することで国民健康保険の被保険者が一人となる世帯を特定世帯といい、最大5年間医療分と支援分の平等割が半額になります。
- ※2 特定世帯として5年間軽減を受けられた世帯は、軽減割合を2分の1から4分の1に縮小した上で3年間軽減を受けることが1できます。この世帯を特定継続世帯といいます。

※世帯に一人でも未申告の方がいると軽減を受けることができません。

区分	医療分	支援金分	介護分
課税対象者	0歳~74歳の被保険者		40歳~64歳の被保険者
所得割	6.5%	2.5%	2.5%
資産割	令和2年度より廃止	—	—
均等割(1人あたり)	22,000円×人数	7,000円×人数	13,000円×人数
平等割(1世帯あたり)	17,000円	6,000円	令和2年度より廃止
	※1 特定世帯 8,500円	3,000円	
	※2 特定継続世帯 12,750円	4,500円	
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

軽減判定所得基準表	軽減割合	軽減判定所得基準
7割	43万円+	(給与所得者の人数-1)×10万円
5割	43万円+	(給与所得者の人数-1)×10万円+(28.5万×加入者数)
2割	43万円+	(給与所得者の人数-1)×10万円+(52万×加入者数)

## 督促手数料と延滞金

納期内に納めた人との負担の公平性を図るため、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が増算されます。

督促状や催告書、関係部署からの呼び掛け等によっても納付や相談が無く、また誠意が認められない場合は、法律の規定に基づき財産調査を行い、預貯金や給与、不動産等を差押えし、換価(換金)して滞納金や延滞金に充てさせていただきます。

滞納処分のおおよその流れは次のとおりです。

① 期内に納付されないと  
納期限から20日以内に督促状を発送。  
手数料として100円が増算されます。

② 督促状で納付されないと  
金融機関、勤務先等へ  
給与等財産調査を行います。

③ 未納が継続すると  
②にて行った財産調査で判明した  
財産の差押えを行います。

④ さらに未納が継続すると  
取立や公売により換金し、滞納金に充当。

## 延滞金

完納の日までに応じて計算し加算。  
(1ヶ月間は年2.5%、それ以降は年8.8%)

納付忘れがないように、  
村税の納付は  
口座振替が便利です。

村税等は、金融機関等にて口座振替による納付ができます。

納付忘れがないよう、手続きがお済みでない方は是非ご利用ください。

申請は各金融機関窓口または役場窓口で金融機関の通帳とお届け印があれば可能です。

## 取扱金融機関

南都銀行・大和信用金庫・奈良県農業協同組合(ゆうちょ)銀行

## 振替日

毎月25日(土日の場合は翌営業日)

なお、残高不足等で不納となった場合の再振替はできませんので、振替日前には残高確認をお願いします。

村税に関する詳細は、住民生活課までお問い合わせください。

問 住民生活課 ☎074595-2001  
(内線110~115)

# 地籍調査事業



皆さんの貴重な財産である「土地」の位置・面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止することも、効率的な土地利用を図るため、御杖村では平成25年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を行っています。令和2年度末時点で桃俣町屋・菅蒲・備後西出・井出・上出の一部と神末小屋・敷津・川合・東町・西町の一部(田・畑・宅地)の登記が完了し、神末第4地区【上村・中村の一部(田・畑・宅地)】については、現在登記手続きの申請中です。

## 「地籍調査」とは？

「地籍」とは土地の情報で、いわば土地の戸籍です。「地籍調査」とは土地の情報を明確にすることが目的です。

一つひとつの土地について皆さんに境界等を確認していただき、測量させていただきます。その結果、正確な土地の面積等がわかります。また正確な図面(地籍図)を作成することができますことから、このような調査の成果は法務局に送付され、土地の登記簿が正確なものに改められます。

## なぜ調査が必要か？

現在法務局に備え付けられている地図(公図)の大半は、明治初期の地租改正で作られたものを元にしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりすることがあります。

そこで、土地に関するあらゆる行為のもとになる土地の戸籍をはっきりさせるため、この調査を実施する必要があります。

## 地籍調査のメリットは？

この調査を行うと次のようなメリットがあります。

- ①境界の位置が不明になっても正確に復元することができますので、土地に関するトラブルを未然に防止することができます。
- ②土地の形状や面積がはっきりします。
- ③災害復旧が迅速に行われます。
- ④固定資産の課税が適正に行われます。
- ⑤土地取引が円滑に行えます。



## 調査費用は？

地籍調査にかかる費用は、国・県・村で負担しますので、土地所有者に負担を求めることはありません。



問 産業建設課  
☎0745-95-2001  
(内線233)

ただし、必要となる現地立ち会いの時間と交通費等の経費を支給する制度はありませんので、個人負担となります。

## 地籍調査にご協力を

令和3年度は第7次国土調査事業十一年計画(令和2年度〜令和11年度の2年目となり、菅野第3地区【東郷の一部(田・畑・宅地)】の一筆地調査(現地立ち会い)の事前準備として、測量の基準となる地籍図根三角測量と調査図素図の作成を行います。菅野第2地区【前谷・西川・庄谷・中村地区の一部(田・畑・宅地)】の測量結果に基づく地籍簿(案)と地籍図(案)の閲覧及び菅野第1地区【上郷・中野・西川地区の一部(田・畑・宅地)】については認証手続きを実施します。

土地所有者や隣接所有者の皆さんには、調査する日程を後日ご案内しますので、事業の趣旨等をご理解いただき事業の円滑な実施にご協力をお願いします。

地籍調査前 公図(旧土地台帳附属地図)



地籍調査後 地籍図



## こんな経験はありませんか？



土地を購入し、改めて測ってみたら登記簿の面積と違っていた。



塀を作り替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。



相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

# 令和3年度 森林環境譲与税使用事業について

## 森林環境 譲与税とは？

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円のご負担をいただくことから、使途等を公表しなければならないとされています。

御杖村では令和3年度森林環境譲与税を以下の事業に使用します。

### 施業放置林整備マネージャー事業

森林をよく知るものを「マネージャー」として選任し、施業放置林の調査や森林所有者の特定を行い、施業放置林の解消に向けた普及啓発活動を実施します。

### 間伐促進事業

森林の有する多面的機能の維持増進を図り、森林の公益的機能を保持することを目的とし、村内の森林整備を促進します。

### 木質バイオマスエネルギー供給促進事業

森林の公益的機能を発揮させるため、村内の森林で適正な森林施業によって生産された間伐材などの搬出を促進し、森林資源を木質バイオマスエネルギーへの有効活用を図ります。

### 施業放置林整備事業

施業放置林の間伐、および間伐木の適切な処置を推進することで、山地災害発生防止をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮を目指します。

### 獣害につよい里山づくり事業

野生獣による農林被害が多い里山地域に対して、野生獣の餌場や隠れ家、子育て場となっている里山を整備し、里山地域と野生獣生息地との間に緩衝帯を造成することで、農林業に対する野生獣被害の低減を図るとともに、里山の景観保全を図ります。

### 森林環境整備事業

道路沿いの森林において、倒木等により道路交通に支障を及ぼすことが懸念される危険木を伐採・撤去し、住民の安心安全な生活環境の保全を図ります。

御杖村農業委員会  
からのお知らせ

## 令和3年度 春夏期農作業標準料金決定!

過日の農業委員会において、令和3年度の春夏期農作業標準料金が下記のとおり決定しました。

なお、この金額はあくまでも目安で定めたものであり、作業料金には消費税は含まれておりません。

また、地域によって農地の状態や地形等の諸条件が異なりますので、作業の出し手・受け手がよく話し合い、

お互いが納得のうえで金額を決定してください。



作業項目		金額	備考
賃金	農作業(男女とも)	9,000円	休憩:3回(午前、昼食、午後) ※昼食は1時間(作業員弁当持参)
	耕起(10a)	10,000円 12,000円	ほ場整備済水田 未整備水田
作業料金	代かき(10a)	14,000円 15,500円	ほ場整備済水田 未整備水田
		耕起~代かき(10a)	24,000円 27,500円
	機械田植え(10a)		11,000円 12,000円

### 農業委員会からのお願い

- ◎農地の売買・転用には必ず農地法に基づく許可申請手続きが必要です。
- ◎農地の貸し借りにも手続きが必要となります。
- 許可申請書等の提出期限は毎月5日締切りとなっています。
- ※農地の転用は県許可となりますので、毎月25日までに必要書類を添付し提出してください。

問 産業建設課(農業委員会事務局)  
☎0745-95-2001

問 保健福祉課 ☎0745-95-2828 社会福祉協議会 ☎0745-95-2522

行事のお知らせ

項目	開催日および時間	自己負担金	開催場所	申込み	問合せ先
編み物教室	4月5日(月) 9:00~	400円	保健センター	不要	社会福祉協議会
心配ごと相談	4月9日(金) 13:30~15:30	無料	菅野公民館	不要	保健福祉課

筋力アップ教室への自主参加について **要予約**

感染防止対策に努めながら筋力アップ教室の会場を開放します。指導者はいませんので、ご了承ください。  
参加を希望される方は**保健福祉課(☎0745-95-2828)**に予約のうえご参加ください。

- 開放日 月~金(祝日を除く)  
第1部/13:00~14:00 第2部/14:30~15:30  
(都合により開放できない日もあります)
- 持ち物 マスク、お茶、タオル、上履き
- 参加費 無料
- 内容 レッドコード®による運動  
自転車ペダルこぎ 腹筋運動 など
- 1回の利用人数 6人まで

みつえっこ広場(子育て支援)

〈日時〉4月23日(金) 10:00~11:00

〈内容〉「はじめましての会」  
※お子さんとふれあい遊びなどをして楽しみましょう。

〈場所〉御杖保育所内子育て支援センター

〈対象〉保育所に入所されていない村内在住の小学校  
就学前のお子さんとその保護者の方

◎毎週月・木・金曜日の9:00~  
12:00までは、支援室・園庭  
の開放をしていますので、お気  
軽にご利用ください。

問 子育て支援センター  
(御杖保育所)  
☎0745-95-3138



困った時は……

だいじょうぶ、ひとりで悩まず、まずは、保健福祉課0745-95-2828  
「にーはちにーはち」へご相談ください。



新型コロナウイルス感染症 相談窓口

発熱等の風邪症状が生じた場合は、まずは「かかりつけ医等地域の身近な医療機関」に電話相談してください。

- 医療機関への相談に迷う場合には、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口(旧:帰国者・接触者相談センター)」  
☎0742-27-1132 (24時間対応)に相談してください。
- 一般的な相談……「奈良県中和保健所」 ☎0744-48-3037 (平日 8:30~17:15)  
「奈良県庁」 ☎0742-27-8561 (平日 8:30~17:15 土日祝 10:00~16:00)  
「役場保健福祉課」 ☎0745-95-2828 (平日 8:30~17:15)

相談の種類	日時	予約の要否	主催する部会等
精神科に関する健康相談	4月 9日(金)10:00~11:00	必要	精神神経部会
目の健康相談	4月13日(火)14:00~15:00	必要	眼科医会
整形外科に関する健康相談	4月22日(木)14:00~15:00	必要 ※受付締切4月21日(水)	整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	4月26日(月)14:00~15:00	必要	内科部会

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合がございますので、**必ず事前にお問い合わせください。**

〈場所〉〒634-8502 奈良県橿原市内膳町5丁目5-8 (近鉄大和八木駅から徒歩7分)  
奈良県医師会館1階 県民健康サービス室

〈連絡先〉奈良県医師会各主催部会 TEL.0744-22-8502 FAX.0744-23-7796



## 第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画を策定いたしました。

村では、近年の障がい者施策の動向や法制度の変革に対応するとともに、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、障がい施策の充実に取り組むため、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「御杖村第3次障がい者基本計画」と、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「御杖村第6期障がい福祉計画」、「御杖村第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

この計画の内容は、医療・福祉・教育・雇用・防犯防災・住環境など様々な分野にまたがるものです。その中で、村でも庁内関係各課や関係機関等と連携の上、総合的に取り組んでまいります。本計画は、村のホームページでご覧いただくことができます。

### 基本理念

**だれもが だれかの ためになれる むらをめざして**  
～すべての村民が互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現～

### 基本方針

#### ① 適切なサービスを利用できるむらをめざして

障がいのある人がだれとどこで生活するか等を自らの意思に基づいて選択できるよう、必要な障がい福祉サービスを充実させ、自立と社会参加を支援します。また、住み慣れた地域で生活できるよう、必要な情報を取得し、相談ができる体制の確保に努めます。

#### ② 心のふれあいが広がるむらをめざして

障がいのある人が地域において、社会参加を進めていくためには、だれもが理解しあい、尊重しあえる心のふれあいが大切です。広報・啓発や福祉教育の推進、障がいのある人の尊厳を守るとともに、地域のさまざまな活動に参加できるよう、ふれあいのあるむらづくりを推進します。



#### ③ だれもが自分らしく暮らせるむらをめざして

障がいの有無に関わらず、適切な教育を受け、自分に合った就労をめざすことができるように、支援に努めます。また、社会情勢の変化に伴い、人々の価値観も多様化し、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさが求められており、障がいのある人についてもゆとりや生きがいを感じられるように、趣味や創作等の文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等への支援を図ります。

#### ④ いつもすこやかでいられるむらをめざして

障がいのある人が、その障がいの種別や程度に関わらず、健康で安心して暮らすことができるよう、医療・保健の充実を推進します。

#### ⑤ 安心して暮らせるむらをめざして

障がいのある人が暮らしやすいむらは、だれにとっても暮らしやすいむらであるといえます。だれもが暮らしやすい環境づくりに取り組むとともに、近年の大規模災害にも備えた防犯・防災対策を推進します。

問 保健福祉課 ☎0745-95-2828



# 相互扶助の精神を基本とした 介護保険制度へのご理解とご協力のお願い

## 村民のみなさまへ — 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援 —

日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。このため、国においては、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要ですが、本村においては、今後、認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を継続するための日常的な生活支援（見守り・配食・買い物等）を必要とする方の増加が見込まれます。そのため、行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが求められると同時に、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍する等、高齢者が社会的役割をもつことで生きがいや介護予防につながる取組を推進することにより、村民一人ひとりが健康で安心して暮らせる環境を整えていくことが重要になります。村民の社会参加の促進や身近な他者との交流が、意欲の創造や生きがいのある日々の実現と、身体的・精神的な健康寿命を伸ばすことにつながると考えられます。

平成12(2000)年に始まった介護保険制度ですが、給付費の負担割合は、50%を国・県・村の公費、残り50%を被保険者の保険料とすることが定められています。介護保険制度は、介護サービスを受ける方が多くなると介護費用も多くなり、被保険者の保険料負担も増えることとなります。また、社会連帯による相互扶助が制度の根幹であり、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。本村では、これまでも介護給付の適正化や介護予防の推進を図り、費用の抑制に努めてまいりましたが、本村の介護給付費は第5期事業計画期(平成24年)の2億2,600万円に比べ、第7期事業計画期(令和元年度)では3億6,800万円となっており、6年間で約1.6倍増加しています。

こうした状況を踏まえ、本計画期間では、介護給付費の上昇、今後の高齢化率など第8期計画以降の動向から、介護保険料の増額の見直しを行いました。



団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念される、いわゆる「2025年問題」に対応するため、村民のみなさまと行政が力を合わせていかなければなりませんので、今後も、相互扶助の精神を基本とした介護保険制度にご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 御杖村 介護保険料のお知らせ

## 65歳以上の方(第1号被保険者)

御杖村の第8期(令和3年度～令和5年度)介護保険料の年間保険料は次のとおりです。  
基準額を中心に、所得に応じた負担になるように、9段階の保険料に分かれます。

**年額保険料基準額／87,600円(月額7,300円)**

### ■段階区分と保険料率

所得段階	保険料率	対象者	年額
第1段階	基準額×0.30	生活保護受給者、村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	26,200円
第2段階	基準額×0.50	村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	43,800円
第3段階	基準額×0.70	村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	61,300円
第4段階	基準額×0.90	村民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	78,800円
第5段階	【基準額】	村民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	87,600円
第6段階	基準額×1.20	村民税本人課税者(合計所得金額120万円未満)	105,100円
第7段階	基準額×1.30	村民税本人課税者 (合計所得金額120万円以上210万円未満)	113,800円
第8段階	基準額×1.50	村民税本人課税者 (合計所得金額210万円以上320万円未満)	131,400円
第9段階	基準額×1.70	村民税本人課税者(合計所得金額320万円以上)	148,900円

※第1段階～第3段階の保険料率は、公費による負担軽減後の被保険者の保険料率です。



# 新型コロナワクチン接種券について

- 令和3年度中に65歳以上になられる方に対し、4月上旬に新型コロナワクチン接種券を郵送させていただきます。対象者の方は、同封書類をご確認ください。
- 医療従事者等以外のワクチン接種は、重症化リスクが高い高齢者（上記の年齢の方）から優先的に接種が始まります。高齢者以外の方の接種券送付については追ってご連絡いたします。



## 新型コロナワクチンについて

以下は首相官邸及び、厚労省から令和3年2月19日付で出された情報です。  
掲載の内容は、今後見直される場合があります。

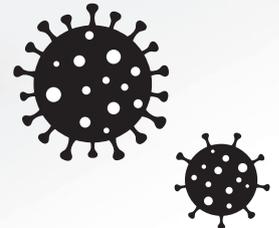
**新型コロナワクチンは、発症を防ぐ効果が認められています。**

今回新たに承認された新型コロナワクチンは2回の接種によって、95%の有効性で、発熱やせきなどの症状が出ること（発症）を防ぐ効果が認められています。（※インフルエンザワクチンの有効性は約40～60%）

**新型コロナワクチンは、あなたご自身のためだけでなく、医療機関の負担を減らすための重要な手段にもなります。**

新型コロナウイルスは、まだまだ未知のことがあります。このウイルスの感染により、令和3年1月末までに6千人以上の方が亡くなり、3万人以上の方が入院されています。特効薬も開発中の段階です。

こうした中で、多くの方に接種を受けていただくことにより、重症者や死亡者を減らし、医療機関の負担を減らすことが期待されます。



**どんなワクチンでも、副反応が起こる可能性があります。**

一般的にワクチン接種後には、ワクチンが免疫をつけるための反応を起こすため、接種部位の痛み、発熱、頭痛などの「副反応」が生じる可能性があります。治療を要したり、障害が残るほどの副反応は、極めて稀ではあるものの、ゼロではありません。（予防接種による健康被害は救済制度の対象です。）

今回新たに承認されたワクチンの国内治験では、ワクチンを2回接種後に、接種部位の痛みは約80%に、37.5℃以上の発熱が約33%、疲労・倦怠感が約60%の方に認められています。

ワクチンに含まれる成分に対する急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーの発生頻度は、市販後米国で100万人に5人程度と報告されています。日本での接種では、ワクチン接種後15～30分経過を見て、万が一アナフィラキシーが起きても医療従事者が必要な対応を行います。



## 新型コロナワクチン承認後も、継続的に安全性を確認します。

アナフィラキシーや医師が予防接種との関連を疑う重篤な症状が発生した場合は、法に基づき報告を受け、専門家が評価します。こうした報告の中には、ワクチン接種後の持病悪化・死亡のように、ワクチンとの因果関係が直ちに評価できない事例も含まれますが、幅広く収集し、評価を行うこととしています。

加えて、1~2万人の先行接種者を含め、延べ約300万人の方々について、ワクチン接種後の症状等の調査を予定しています。

このように、ワクチンの安全性を継続して確認し、安全性に関する情報を提供していきます。



## 新型コロナワクチンの接種には、優先順位があります。

全国民に提供できるワクチンの数量を確保することを目指しています。しかしながら、ワクチンの調達段階が段階的にならざるを得ないことから、まず、重症化リスクの高い方から順に接種することで、重症者や死亡者を減らすことを優先します。また、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療提供体制を守ることも不可欠です。

このため、①新型コロナウイルス感染症患者等に直接医療を提供する医療従事者等、②65歳以上の高齢者、③基礎疾患を有する方や高齢者施設等において利用者に直接接する職員、の順で接種していく方針です。その後、16歳以上の一般の方に、順次接種が行われます。



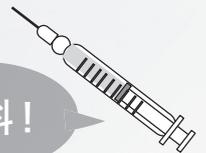
### てんいち先生



## 新型コロナワクチンは、誰もが全額公費(無料)で受けることができます。

外国人も含め、接種の対象となる全ての住民に全額公費で接種を行う見込みです。接種の時期が近づいたら、市町村から、接種のお知らせや接種券をお送りする予定です。

無料!



## ワクチンについて、正しく知ったうえで、判断しましょう。

新型コロナワクチンを承認し、接種をお勧めするにあたって、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応といったデメリットより大きいことを確認しています。国民の皆さまが納得して判断をしていただけるよう、国としても情報提供に努めてまいります。

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761770  
※受付時間9:00~21:00(土日祝も実施)

# 令和2年度 地域おこし協力隊活動報告

報告者 〈観光部門〉 東 悦子 ひがし えつこ

## イベント開催

### ▶旅行村

記念写真や綿菓子作りなど体験イベント、ハロウィン、マジックショー、「つえみちゃんを探せ!」など

### ▶道の駅

ハロウィン、俳句イベント、年末感謝祭など



## メディア活動

- 奈良テレビで温泉や直売所の宣伝
- 各種旅行雑誌で道の駅情報の掲載
- SNSやホームページなどで(株)みつえのPR

## 資格・研修

### ▶バルーンアート講座受講

アート作品▶

イベントで配布すると子供に大好評! 温泉の飾り付け用バルーンも制作しました。

### ▶食品衛生責任者の資格取得

焼き芋の販売や新商品の開発をしています。



## 開発品

### ▶三峰山登山バッチ・

旅行村オリジナルキャンプバッチ製作!

協力隊小林さんとの共同開発。

毎日新聞(三重)にも掲載されました。

### ▶つえみちゃんオリジナルエコバック2種類

少量生産のため、発売から短期間で完売しました。

### ▶つえみちゃんオリジナル携帯お茶ボトル

御杖村産

茶葉付き。

エコバック▶▶



▲マスクケース



## 令和3年度の抱負

昨年度は新型コロナウイルスの影響で、大きなイベント自粛などの厳しい状況の中、株式会社みつえを拠点とし、道の駅や旅行村で感染予防対策を講じながらイベント開催、商品開発、情報発信、接客などの活動をしました。活動報告にあたり、皆さまのご意見やアドバイスを頂ければ幸いです。協力隊の活動も3年目となり、皆さまの温かいご支援のもと、これからも御杖村とともに明るく、楽しく、笑顔たくさん!をモットーに頑張ります。

報告者 〈観光部門〉 小林 穂風 こばやし ほかぜ

## イベント開催

### ▶旅行村

毎月イベントをスタート!開村イベント、雨の日イベント、七夕、父の日、敬老の日、ハロウィン、キッチンカー、ピザ作り体験など



## メディア活動

### ●旅行村のSNSスタート!

(インスタグラム、フェイスブック)

みつえ青少年旅行村で検索!

### ●旅行村・姫石の湯のパンフレットのデザインを一新しました。



## 資格・研修

### ▶キャンプインストラクターの資格取得

子供向けイベントを開催しました。

### ▶食品衛生責任者の資格取得

かき氷の販売など行いました。

## 開発品

### ▶三峰山登山バッチ・

旅行村オリジナルキャンプバッチ製作!

令和2年7月より販売開始。登山バッチは売上500個を超えるヒット商品となっています!

## その他の活動

### ▶御杖神社で元旦に御朱印を書かせていただきました。

御杖神社に置いている御朱印も手書きで1枚ずつ書いています。現在、100枚ほど御朱印を奉納しました。

### ▶村民さんのインタビュー記事

みつえ広報に載せていただきました。

### ▶御杖と首爾を繋ぐ!

人力車イベントをお手伝いしました。

門僕神社から御杖神社まで歩きました!



## 令和3年度の抱負

4月より地域おこし協力隊として2年目になります。令和3年度も旅行村中心に活動していきます!また、これからも御杖村を盛り上げる活動を行っていきますので今後ともよろしくお願いいたします!



御杖村地域おこし協力隊の Instagram・noteもやっています! フォローをお願いします!



## 公平委員の選任について

次の3名の方々が、令和3年3月御杖村議会定例会において、選任の同意を得て、新しく御杖村公平委員会の委員に就任されました。地方公共団体職員の人事権の行使等に関して、公正かつ中立的な立場から審査をしていただきます。

任期は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間です。宜しく願いいたします。

峯 文男 さん(新任)

徳田福男 さん(新任)

上垣善希 さん(新任)



## 区長・副区長の就任について

任期満了に伴い、3月1日に、谷村久人さんが桃俣区長に、奥田耕一さんが副区長に就任されました。

また、4月1日には、田中直貞さんが土屋原区長に、長山重喜さんが副区長に再任されました。

お引き受けいただきました皆様には、村発展のため、引き続き自治会運営等にご尽力くださいますようお願いいたします。なお、前桃俣区長 中野富美男さん、副区長 植田正人さんには、長年にわたり本村発展のためにご尽力くださりありがとうございました。



## 優良運転者の表彰申請について

自動車運転者の交通マナー向上を図るため、秋に優良運転者の表彰を行います。該当される希望者は申請してください。

〈申請期間〉 令和3年5月1日～5月31日

〈受付時間〉 9:00～16:00

(12:00～13:00を除く)

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

### 1 表彰を受けられる資格

- (1) 桜井警察署宇陀警察庁舎管内に住んでおられる運転免許保持者であること
- (2) 自動車及び原動機付自転車の運転を継続して行っていること



### 2 表彰の種別・条件

表彰の種別ごとに条件を充たしていることが必要です。

#### (1) ベストドライバー顕彰

- 上級顕彰を受けてから1年以上経過していること
- 過去10年以上無事故・無違反で、免許の停止処分を受けていないこと

#### (2) 緑十字銅章

- ベストドライバー顕彰を受けていること
- 自己責任による交通事故が過去10年以上ないこと
- 交通違反が過去5年以上ないこと
- 運転経験10年以上であること

#### (3) 近畿交通栄誉章

- 緑十字銅章を受けてから5年以上経過していること
- 運転経験20年以上であること
- 交通事故・交通違反が10年以上ないこと

※表彰人数には制限があり、選考の上表彰されますので、あらかじめご了承ください。

※その他の表彰につきましては、事務局までお問い合わせください。

問 桜井警察署宇陀警察庁舎内 一般財団法人 奈良県交通安全協会  
桜井支部協会 宇陀地区協会 ☎0745-82-0110

学校が変われば 地域が変わる  
地域が変われば 子どもが変わる  
子どもが変われば 未来が変わる

# 地域学校パートナーシップだより

## —みんなで支える学校 みんなで育てる子ども—

No.1

御杖村学校協働実行委員会では、「地域に開かれた学校づくり」を通して、地域ぐるみで子どもたちを育む「地域学校パートナーシップ事業」を行っています。

令和2年度後半の活動の一部を紹介します。

ふるさとでの学びを活かし  
新しい時代を切り拓く  
心豊かな子どもを育てていくことを  
目指しています。

### 小学校



御杖の森林や林業についての学習支援



御杖の民謡についての学習支援

### 中学校



薬物乱用防止教室



地域未来塾(放課後・土曜学習支援)

### 放課後児童一時預かり(放課後子ども教室)



門松作り



七宝焼き体験

### 学校支援ボランティアの方より寄贈



手作りの杖



伊勢神宮の柄杓



学習発表会(伊勢本街道)

↑ 寄贈して頂いた杖や柄杓を使って  
お伊勢参りの様子をコントで再現中

## 地域学校パートナーシップ事業

\\ 新しくなりました!!

地域学校パートナーシップ事業は、地域と学校が協働して、未来を担う子どもたちの成長を支えることで、学校が充実し、地域社会が豊かになり、希望にあふれる未来になることを目指した取り組みです。

学校運営協議会制度の法改正により、令和2年度より御杖村学校運営協議会が設置されました。

それに伴い「御杖村学校支援実行委員会」を「御杖村学校協働実行委員会」に改名し、今まで行ってきました「学校支援ボランティア活動」に加えて、中学生の放課後・土曜日の学習支援である「地域未来塾」や、小学生の「放課後子ども教室」を始めています。

また、「学校支援地域ボランティアだより」は、新しく「地域学校パートナーシップだより」になりました。今後も「広報みつえ」で活動を報告いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 〈学校支援ボランティア事業〉

旧

御杖村学校支援実行委員会

●学校支援ボランティア活動

### 〈地域学校パートナーシップ事業〉

地域と  
目標やビジョン  
を共有

御杖村学校運営協議会

御杖村学校協働実行委員会

学校と  
目標やビジョン  
を共有

新



学校



地域



連携・協働

●学校支援ボランティア活動  
●地域未来塾 ●放課後子ども教室 など

## 登録者募集 一緒に未来を支えませんか?

### 学校支援 ボランティア

子どもたちを応援してくださる「お気持ち」だけで、どなたでも登録していただけます。次世代の子どもたちの育成に、皆さんの知識や技術、お時間やお力を貸していただけましたら幸いです。

### 地域未来塾 支援員

中学生を対象に、部活動のない水曜日の放課後や土曜日を利用して、大学生や退職された教員の方などによる自主学習支援を行っています。生徒たちの学習する機会を増やし、学習への意識を高め、ひいては学力向上に繋げていけますように、ご協力いただけたらと思います。(報酬あり)

### 編集後記

地域学校パートナーシップ事業は、「学校支援ボランティア」の方を中心とした地域の皆さまによって、支えられています。

令和2年度も、大変お世話になりました。コロナ禍の中、ご理解ご協力くださり、深く感謝申し上げます。



問合せ・申込み

御杖村学校協働実行委員会  
(教育委員会事務局)

☎0745-95-2004

## 図書館だより

## 今月の読者からのおすすめの一冊



## やまと尼寺精進日記

●著者/NHK『やまと尼寺精進日記』制作班



NHKで、2020年3月まで放送されていたドキュメント番組「やまと尼寺精進日記」の今は再放送のみですが、本という形で私は再び出会うことができました。ここでは、奈良県桜井市の山中にある尼寺、音羽山観音寺の暮らしが精進料理を中心にほのぼのとした雰囲気で紹介されています。

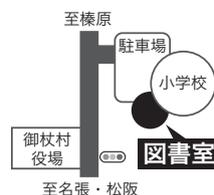
主人公の3人は、笑顔のかわいい住職の密榮さん、おちゃめな副住職の慈瞳さん、働き者のお手伝いまっちゃんです。彼女らの暮らしには、素材で温かく、何気ない日常であるけれども大切な時間が流れています。また、料理から日々の生活やお寺の行事の中でふもとの人たちとも関わり合い、常に笑顔で楽しそうです。

献立は、畑での収穫から山の恵みの山菜までが余すことなく使われ、3人は自分たちやお客様のためにアイデアを出しながら、腕を振ります。ゆるゆると、それでいて日本の残したい習慣や家庭料理が丁寧に描かれていて、読み終えればその場所に帰ってきたいと思う、心のふるさとのような一冊です。

この本を読んだ人 | ペンネーム/ちびまる子

開放図書館  
利用案内

- 場所 御杖小学校図書室
- 開放日時 毎週土曜日 13:00~17:00
- 貸出冊数・期間 1人5冊まで 4週間以内
- リクエスト 読みたい本が書架に見あたらないときは、予約リクエストカードに記入してください。



## 令和3年度 明日香養護学校 教育相談のご案内

県立明日香養護学校では、肢体不自由のある幼児児童生徒、及び病弱教育対象生徒の保護者や担任に対して、本校の教育についての理解と認識を深めていただくために、教育相談を行っています。

## 日時

事前にお電話でお申し込みください。相談日は、火・水・木ですが、ご希望により調整させていただきます。(土・日・祝日は除く)

## 内容

- 肢体不自由のある幼児児童生徒の就学、進学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について
- 学校生活上の指導や支援について

問 奈良県立明日香養護学校 高市郡明日香村川原410

☎0744-54-3380 9:00~17:00(担当:教育支援部)

※学校の概要については、本校ホームページをご覧ください。



# 姫石の湯



営業時間

11:00~20:00  
(19:30受付終了)  
☎0745-95-2641

## 村民向け入浴優待料金

村の制度として、村民限定料金(御杖村に住民票がある方限定)で姫石の湯の入浴料金がお得になっています。

## 《優待料金》

大人300円

小学生以下のお子様は

無料

ご利用にあたりましてはフロントにてお問い合わせください。



村民カード見本

## 特別風呂

毎週月曜日は特別風呂の日  
4月は週替わりのお風呂  
をご用意します。

## 毎月26日は『風呂の日』

お楽しみに!  
来てね~



御杖村のつえみちゃん

ご入浴の際に「姫石ポイントカード」に2倍押印します!  
※26日が定休日の場合は、翌日に振替となります。



姫石ポイントカードは、10ポイントで次回無料ご招待。20ポイントでさらに、次回無料ご招待と、いつでも使える「入浴招待券」1枚・お土産の購入などでも使える「ありがとクーポン」の3つの特典を進呈いたします。

温泉バスご利用+「街道市場みつえ」お買い物でポイントを貯めよう!

毎週木曜日運行の温泉バスご利用の上、農産物直売所「街道市場みつえ」で、1000円以上のお買い物をしていただくと「直売所ポイントカード」に1ポイント押印します。10ポイント貯まると「姫石の湯入浴招待券」1枚と交換いたします。

※直売所ポイントカードは、温泉バスご利用者様限定で発行している特別なカードです。

道の駅滞在時間  
11時~13時(約2時間)  
送迎で安心安全楽しく買い物、ゆったり温泉おいしいご飯はいかがでしょう。



## ●お知らせ

4月29日(木)は祝日のためバスの運行はありません。

## 温泉カレンダー 4月

日	男湯	女湯	姫石の湯
1(木)	木風呂	石風呂	◎温泉バス
2(金)	石風呂	木風呂	☆
3(土)	木風呂	石風呂	
4(日)	石風呂	木風呂	
5(月)	木風呂	石風呂	□●
6(火)	木風呂	石風呂	定休日
7(水)	木風呂	石風呂	◇
8(木)	石風呂	木風呂	◎温泉バス
9(金)	木風呂	石風呂	☆
10(土)	石風呂	木風呂	
11(日)	木風呂	石風呂	□●
12(月)	石風呂	木風呂	定休日
13(火)	石風呂	木風呂	◇
14(水)	木風呂	石風呂	◎温泉バス
15(木)	石風呂	木風呂	☆
16(金)	木風呂	石風呂	
17(土)	石風呂	木風呂	
18(日)	木風呂	石風呂	□●
19(月)	石風呂	木風呂	定休日
20(火)	木風呂	石風呂	◇
21(水)	石風呂	木風呂	◎温泉バス
22(木)	木風呂	石風呂	☆
23(金)	石風呂	木風呂	
24(土)	木風呂	石風呂	
25(日)	石風呂	木風呂	□●風呂の日
26(月)	木風呂	石風呂	
27(火)	石風呂	木風呂	定休日
28(水)	木風呂	石風呂	◇
29(木)	石風呂	木風呂	◎昭和の日
30(金)	木風呂	石風呂	☆

□…ガラガラ抽選 ●…特別風呂 ◇…お隣町感謝デー ◎…シルバーデー ☆…お子様無料デー  
※温泉バスについては、温泉へお問い合わせください。☎0745-95-2641



御杖中学校では3月16日に、御杖小学校では3月19日に卒業証書授与式が行われました。中学校は8名の卒業生が、御杖村でのたくさんの思い出を胸に抱き、それぞれの道に向かって旅立ちました。

小学校は6名の卒業生が、今年9月開校予定の小中一貫統合校舎での中学校生活に期待を膨らませて小学校を卒業しました。

中学校



小学校



NEWS 1

御杖小・中学校 卒業証書授与式

NEWS 2

丸山公園の桜

御杖村の桜の名所である丸山公園では、春の訪れと共に100本あまりのヤマザクラが花開き、小高い公園全体を鮮やかな桜色で染め上げます。

丸山公園の桜は、今月いっぱいが見頃の予定です。また、夕方頃からはライトアップも予定していますので、ぜひお越しください。



紙面に掲載の行事やイベント等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今後、紙面に掲載の行事やイベント等が中止や延期となる場合があります。事前に、各問合せ先へご確認ください。



COCOAR

ARを体験?!  
動く「広報みつえ」!

写真だけでは伝わらない雰囲気や臨場感をお楽しみください。

※掲載する動画は、発行日から1年間ご覧いただけます。

「COCOAR」をインストール!

右のQRコードをスキャン、もしくは「COCOAR」で検索し、アプリをインストールしてください。



さっそく動画を見てみよう!

アプリを起動して、スマホやタブレットを右の目印マークが付いた写真や画像にかざすと、動画が再生されます。



目印マーク▲